

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福島県いわき市錦町四反田30番地

氏 名 株式会社クレハ環境

代表取締役 並川昌弘

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 7年 9月29日

許可の有効期限

令和14年 9月28日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④感染性産業廃棄物、
⑤特) 廃PCB等、⑥特) PCB汚染物、⑦特) 燃え殻、⑧特) 汚泥、⑨特) 廃油、
⑩特) 廃酸、⑪特) 廃アルカリ、⑫特) ばいじん（以上12種類）

※⑦、⑧、⑨、⑩、⑪及び⑫に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

※⑤及び⑥については、低濃度PCB廃棄物に限る。

【注意】

この許可証（写）は許可内容の開示及び
契約書添付を目的とし、
その他の用途による使用は無効とする。

2 許可の条件

なし

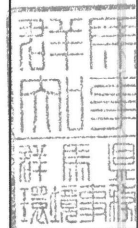
3 許可の更新、変更の状況

平成 5年	9月29日	新規許可
平成10年	9月29日	更新許可
平成15年	9月29日	更新許可
平成16年	4月 1日	変更許可
平成20年	9月29日	更新許可
平成25年	9月29日	更新許可
平成25年11月	1日	変更許可
平成30年	9月29日	更新許可

令和 7年 9月29日 更新許可

4 積替え許可の有無 有・☒無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・☒無



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「－」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アル カリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		○		○	○	－	－	－
アルキル水銀化合物(環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く。)		－		－	－	－	－	－
水銀又はその化合物		◎		○	○	－	－	－
水銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く。)		－		－	－	－	○	－
カドミウム又はその化合物	○	◎		○	○	－	○	－
鉛又はその化合物	○	○		○	○	－	○	－
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	－	○	－
砒素又はその化合物	－	○		○	○	－	○	－
シアン化合物		○		○	○			
PCB		－		－	－			
トリクロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チウラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	－	○	－
1,4-ジオキサン		－	－	－	－		－	
ダイオキシン類	○	○		－	－		○	－